



食費等の物価高騰の影響を受けている低所得のひとり親世帯を対象とした給付金の申請の受付を開始します。【町村にお住まいの方向け】

長期化する物価高騰により生活にお困りの低所得のひとり親世帯を支援するため、児童1人当たり5万円の「子育て世帯生活支援特別給付金」(町村にお住まいのひとり親世帯分)を児童扶養手当受給者(R5年3月分)に対し、5月30日に申請不要で支給しました。

今回、家計が急変したひとり親世帯等を対象とした給付金の申請の受付を開始します。

1 申請対象者

町村にお住まいで、次のいずれかに該当するひとり親の方

(1) 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方

※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。

(例) 遺族年金を受給していることで、令和5年3月分児童扶養手当を受給していない方

(2) 直近の収入が減少し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方等

(例) 収入が減少し、児童扶養手当受給相当の収入となった方

(例) 離婚、出産等により新たにひとり親となった方

※令和5年3月分の児童扶養手当受給者(町村にお住まいの方)は、令和5年5月30日に支給済みのため、対象外です。

※住民税均等割非課税世帯の給付金受給者は、市町村から支給されるため対象外です。

2 支給額

児童1人当たり一律5万円

3 支給手続

(1) 申請先・問合せ先

お住まいの町村

(2) 申請受付期間

令和5年6月9日(金)から令和6年2月29日(木)

(3) 支給日

申請書類が整い、審査が終わり次第、随時支給します。

※市にお住まいの方は、それぞれの市から支給されますので、日程等の詳細はお住まいの市の「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」窓口へお問い合わせください。

ガチなが

長野県直営 共創型ふるさと納税受付サイト

ガチ(本気)でより良い長野県を皆さまと共に創るサイト



(問合せ先)

県民文化部 こども若者局 こども・家庭課
(担当) 池田、両角

電話 026-235-7147 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 2358

F A X 026-235-7390

E-mail kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp